

令和4年第10回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和4年9月27日)

召集年月日 令和4年9月27日（火）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和4年9月27日 午後4時02分

閉会 令和4年9月27日 午後4時18分

出席委員（12名）

1番 細川正博	2番 松尾豊（会長）	3番 渡邊典子
4番 岩崎誠一	5番 桑田一広	6番 森和哉
8番 松尾光繁	9番 松井厚雄（職務代理）	10番 早川直助
11番 塩野鐘吉	13番 古池洋子	14番 國久博一

欠席委員（2名）

7番 谷口新市	12番 小原悟
---------	---------

出席事務局

局長 新谷博樹	次長 小西守	書記 藤原昭洋
		谷口有利子

提出議案

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第32号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について

議案第33号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定について

局長

皆さんご苦労さまです。

ただ今から、令和4年第10回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
7番 谷口委員、12番 小原委員の2名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は、令和4年第10回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議長

それでは、ただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立痛車いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例によりわたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、1番 細川委員さんと 14番 國久委員さんを指名します。

[日程 2]

議長

日程2 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議についてを議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長。

議案第31号は、〇〇〇在住の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇〇〇が貸駐車場および倉庫として使用するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長。

(議案第31号資料説明)

当該農地の南側には、現在、〇〇〇関係の作業に携わる〇〇〇の〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇が整備されていますが、〇〇〇の場所に〇〇を増設することとなったため、譲受人が駐車場を当該農地に整備し、主に〇〇〇〇〇に貸す計画でございます。設置済の農業用倉庫についてはそのまま譲受人が物置として使用する予定とのこと。

この申請地の農地区分につきましては、〇〇〇〇〇から300メートル以内にあることから、第3種農地に該当します。第3種農地には特定の許可基準はなく転用可能であると考えます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

森委員

はい、議長。

こちらは20日に小原委員と現地を確認いたしました。当該農地には周辺に農地はなく、営農に影響はありません。また、当該農地は宅地化している区域にあることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですが、議案第31号につ

いて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員でございますので、日程2 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県に進達するものとします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。

議案第32号は、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇氏が〇〇〇〇〇を務める〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇、〇〇及び〇〇として使用するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。

(議案第32号資料説明)

資料9ページをご覧ください。借人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇が新事業として〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を計画しており、建物の大部分は当該農地の東側の宅地に建設されますが、〇〇部分及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が当該農地にかかるため転用申請をされました。また当該農地の南側にある農業用倉庫は〇〇の業務用物置として使用することです。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回の〇〇関連施設の設置は、許可基準の「地域住民の業務上必要な施設として集落に接続して設置されるもの」に合致すると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

森委員

はい、議長。

こちらも20日に小原委員と現地を確認いたしました。○○部分以外は土地の造成の計画はないとのことで、周囲の営農に影響はないものと確認しました。また、当該農地は集落内の宅地化している区域にあることから、転用はやむを得ないと考えます。

議長

ご報告ありがとうございます。

ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですが、議案第32号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員でございますので、日程2 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県に進達するものとします。

[日程 4]

議長

日程 4 議案第33号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定について を議題といたします。
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長

はい、議長。

議案第33号は、町が地籍調査を行い、その成果を現況の地目で登記するにあたり、おおい町長より地目変更の認定について農業委員会に同意を求められたものであります。

名田庄地域は、平成20年度から地籍調査を開始され、残りの立ち合い調査は出合、永谷、虫谷、挙原となっており、令和6年度に終了予定でございます。詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長。

(議案第33号資料説明)

今回の地目変更は、名田庄虫鹿野地籍、名田庄木谷地籍です。

資料12ページをご覧ください。名田庄虫鹿野地籍では、農地から農地以外に変わるものが279筆 47, 152.85㎡、農地以外から農地に変わるものが1筆 109.09㎡、田から畑に変わるものが38筆 5, 336.18㎡で、合計318筆 52, 598.12㎡です。名田庄木谷地籍では、農地から農地以外に変わるものが88筆 20, 232.61㎡、田から畑に変わるものが4筆 635㎡で、合計92筆 20, 867.61㎡です。

資料37ページ以降の航空写真の対象地に囲み線を記載しておりますが、赤色は農地から農地以外に変わるもの、青紫色は農地以外から農地に変わるもの、黄色は田から畑に変わるものでございます。

なお、町が地籍調査事業により農地を農地以外の地目に変更する場合の基準は、町と農業委員会との取り決めにより、「農振農用地区域外で、かつ、現況が農地以外になっている場合に限り」としております。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

森委員

はい、議長。

こちらも20日に小原委員さんと現地を確認いたしました。

土地を確認した結果、地籍調査の成果に同意できるものと判断いたしました。

議長

ご報告ありがとうございます。

ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですが、議案第33号につ

いて賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員でございますので、議案第33号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定については、原案どおり同意するものといたします。

議 長 それでは、これを持ちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和4年第10回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。